

川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市が指定する共同生活援助事業所の選定を公正かつ適正に実施するため、健康福祉局に障害者共同生活援助事業所選定委員会を（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員並びに所掌事務は、次のとおりとする。

委 員	所 掌 事 務
健康福祉局障害保健福祉部長 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長 総合リハビリテーション推進センター所長	共同生活援助事業所の選定及び指導に関すること。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局障害保健福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局障害計画課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認められたときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(対象の選定及び選定基準)

第6条 委員会は次に掲げる基準を考慮し、当該年度の予算状況の範囲内で、共同生活援助事業所の選定を行う。

(1)事業所の開設に際しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関係法令等に適合すること。

(2)事業所の開設に際しては、共同生活援助事業所の設置者が障害者福祉に対し見識を有し、かつ、職員体制等が確立しているなど、安定した運営と処遇水準の維持ができると見込まれること。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害保健福祉部（グループホーム担当）において処理する。
（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

（川崎市障害者共同生活援助事業選定指針の廃止）

2 川崎市障害者共同生活援助事業選定指針は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。